

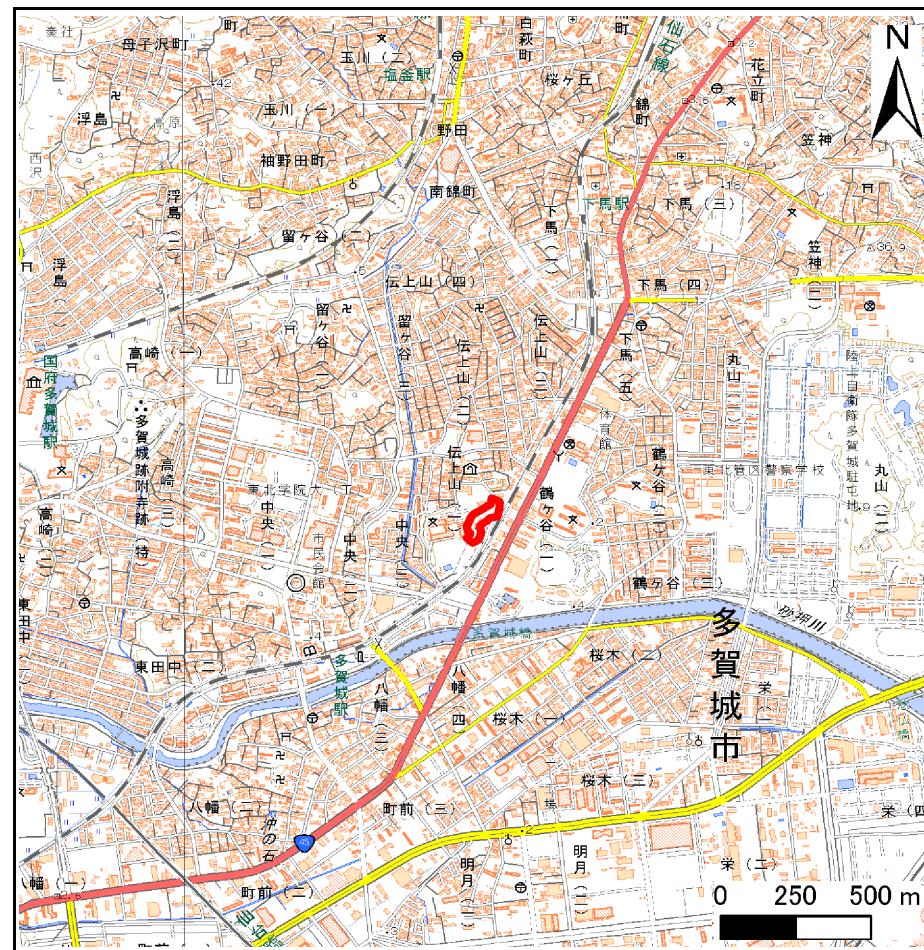
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

指定告示	平成26年1月14日	宮城県告示第20号
一部変更告示	令和6年9月27日	宮城県告示第643号

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	I-自-1414
箇所名	伝上山
所在地	多賀城市伝上山一丁目
調査機関	宮城県仙台土木事務所



位置図 (S=1:200,000)



位置図 (S=1:25,000)

宮城県

測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 3JHf 284。本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

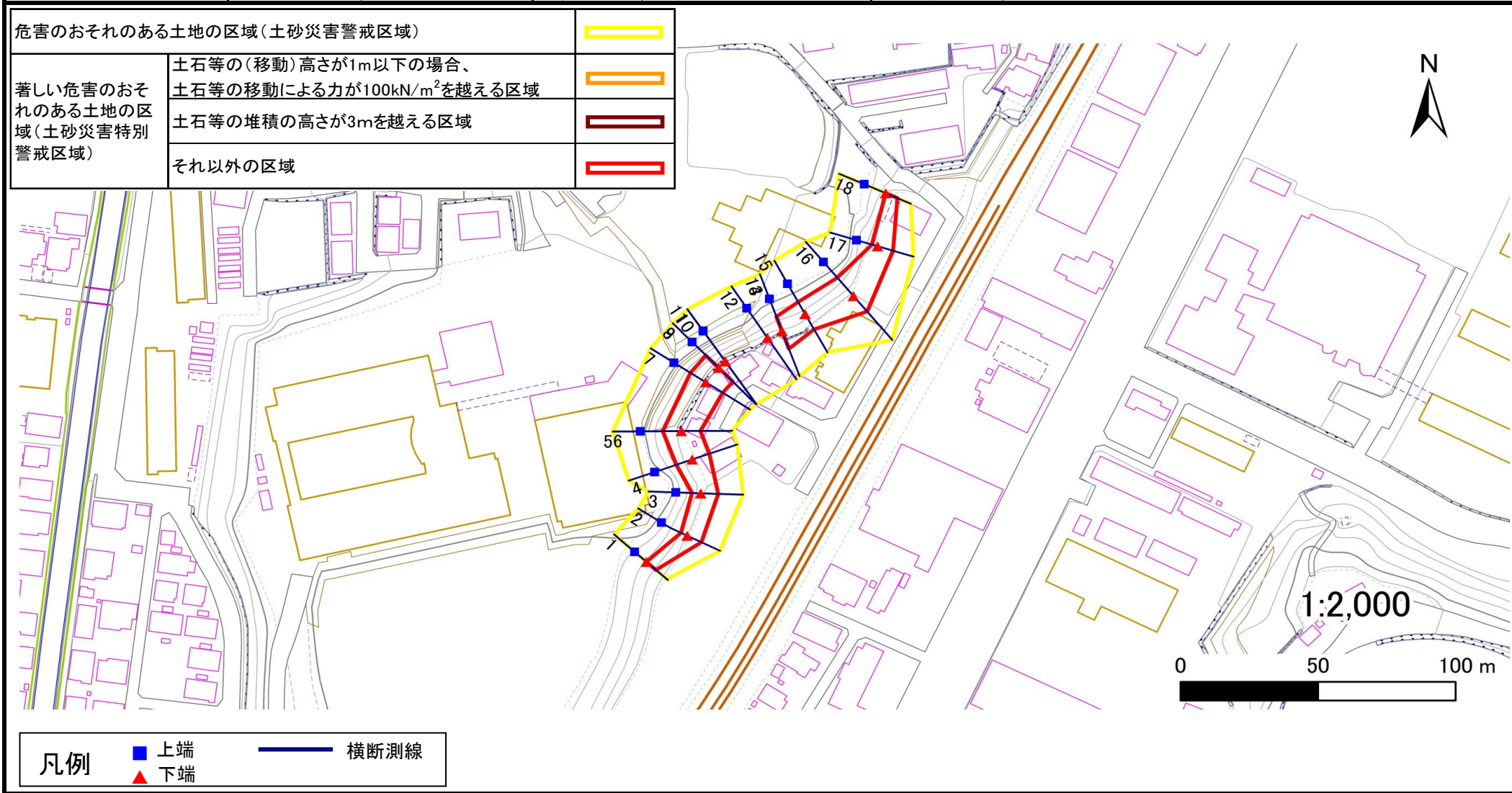
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

指定告示	平成26年1月14日	宮城県告示第20号
一部変更告示	令和6年9月27日	宮城県告示第643号

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度	令和3年度
------	-------

急傾斜地の位置	箇所番号	I-自-1414	箇所名	伝上山	所在地	多賀城市伝上山一丁目
---------	------	----------	-----	-----	-----	------------



土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

指定告示	平成26年1月14日	宮城県告示第20号
一部変更告示	令和6年9月27日	宮城県告示第643号

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置	箇所番号	I-自-1414				箇所名	伝上山	所在地	多賀城市伝上山一丁目			
---------	------	----------	--	--	--	-----	-----	-----	------------	--	--	--

横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)		力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	-	-	71.2	1.0	-	-	9.3	1.9	~								
2 ~ 3	-	-	80.5	1.0	-	-	9.2	1.9	~								
3 ~ 4	-	-	83.5	1.0	-	-	9.2	1.9	~								
4 ~ 5	-	-	87.9	1.0	-	-	8.0	1.6	~								
5 ~ 6	-	-	87.9	1.0	-	-	8.0	1.6	~								
6 ~ 7	-	-	93.8	1.0	-	-	8.4	1.7	~								
7 ~ 8	-	-	93.8	1.0	-	-	8.4	1.7	~								
8 ~ 9	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
9 ~ 10	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
10 ~ 11	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
11 ~ 12	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
12 ~ 13	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
13 ~ 14	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
14 ~ 15	-	-	90.7	1.0	-	-	8.4	1.7	~								
15 ~ 16	-	-	98.6	1.0	-	-	10.4	2.1	~								
16 ~ 17	-	-	98.6	1.0	-	-	10.4	2.1	~								
17 ~ 18	-	-	73.7	1.0	-	-	9.2	1.8	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								